

## <介護予防小規模多機能型居宅介護事業 利用料金>

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。サービス利用料金は、利用者の「要介護度」に応じて異なり「負担割合証」に基づいた額となります。なお、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せします。

利用料金について	介護報酬表				
	介護区分	サービス利用料金	サービス利用に係る1割負担	サービス利用に係る2割負担	サービス利用に係る3割負担
要支援1		34,380円/月	3,438円/月	6,876円/月	10,314円/月
要支援2		69,480円/月	6,948円/月	13,896円/月	20,844円/月
※月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料金になります。					
加算名	算定要件				金額
初期加算	登録した日から1日30円を30日の期間				900円/月
サービス提供体制加算(Ⅱ)	介護福祉士が50%以上配置されている場合				640円/月
総合マネジメント体制強化加算	利用者の心身の状況等に応じて随時、関係者が共同で計画の見直し、及び地域活動等への参加と連携				1,000円/月
若年性認知症利用者受入加算	40歳～65歳未満の方で認知症によって要介護者となった方が対象で個別の担当者を定めていることが要件です ※認知症加算算定時には算定できません。				800円/月
科学的介護推進体制加算	①利用者ごとのADL値(日常生活動作)、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出している。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって、上記の情報その他、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること				40円/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	食事代と宿泊代を除く利用者負担金に10.2%を乗じた額				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	食事代と宿泊代を除く利用者負担金に1.5%を乗じた額				
介護職員ベースアップ等支援加算	食事代と宿泊代を除く利用者負担金に1.7%を乗じた額				

介護給付対象外（実費）	
食事の提供に要する費用	（朝食 320 円・昼食 550 円・夕食 575 円）×日数
宿泊に要する費用	1 泊 2,006 円×日数
その他の費用	以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な食事（行事食や外食など）</li> <li>・理容、美容代</li> <li>・おむつ代</li> <li>・教養娯楽費</li> <li>・医薬品に関する費用</li> <li>・外出支援料等</li> </ul>

### <介護予防短期利用居宅介護 利用料金>

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該指定小規模多機能型居宅介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

サービス利用料金は、利用者の「要介護度」に応じて異なり「負担割合証」に基づいた額となります  
 なお、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として 2021 年 9 月末までの間、基本報酬に 0.1% 上乘せします。

介護報酬表（一日の料金）				
介護区分	サービス利用料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	4,230 円	423 円	846 円	1,269 円
要支援 2	5,290 円	529 円	1,058 円	1,587 円
サービス提供体制加算（Ⅱ）	介護福祉士が 50% 以上配置されている事業所への加算			21 円／日
介護職員処遇改善加算（1）	食事代と宿泊代を除く利用者負担金に 10.2% を乗じた額			
介護職員等特定処遇改善加算（1）	食事代と宿泊代を除く利用者負担金に 1.5% を乗じた額			
介護職員ベースアップ等支援加算	食事代と宿泊代を除く利用者負担金に 1.7% を乗じた額			

その他、介護保険対象外の費用に関しては、介護予防小規模多機能型居宅介護と同額とする